

会議録（１）

会議の名称	第73回飯能都市計画事業 岩沢北部土地区画整理審議会
開催日時	令和2年5月22日（金） 開会 午前10時00分 閉会 午前11時04分
開催場所	土地区画整理事務所
議長氏名	町田 昇
出席委員	町田 昇、双木 廣治、平居 仁兵衛、綿貫 恵夫、信田 光康、 粕谷 靖夫、宮岡 幸雄、榎本 敏男、雨間 保弘
欠席委員	なし
説明者の職氏名	区画整理課長 赤羽 英紀 工務担当 主幹 春原 秀樹 換地補償担当 主査 坂本 光之 管理担当 主査 細田 宏徳
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	建設部長 細田 幸二 区画整理課長 赤羽 英紀 換地補償担当 主査 町田 則之、主査 坂本 光之、主任 伊藤 和輝 工務担当 主幹 春原 秀樹 管理担当 主査 細田 宏徳、主任 吉田 昌弘

## 会議録（２）

### 議事の概要（経過）・決定事項

- 1 開会（午前 10 時 00 分）
- 2 あいさつ
  - ・ 部長
  - ・ 会長
- 3 議事(公開)
  - (1) 仮換地指定について（諮問）
    - ・ 全員賛成により原案のとおり答申を得た。
  - (2) 保留地について（諮問）
    - ・ 全員賛成により原案のとおり答申を得た。
  - (3) 使用収益の停止について（諮問）
    - ・ 全員賛成により原案のとおり答申を得た。
- 4 報告
  - (1) 仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について
    - ・ 資料により説明した。
  - (2) 令和 2 年度の事業予定について
    - ・ 資料により説明した。
- 5 その他
  - ・ 岩沢北部土地区画整理審議会委員選挙について報告した。
- 6 閉会（午前 11 時 04 分）

会議録（３）

発言者	発言内容
管理担当主査	<p>(開会 午前 10 時 00 分)</p> <p>ただ今から第 73 回岩沢北部土地区画整理審議会を始めさせていただきます。 開会にあたりまして、建設部長よりごあいさつを申し上げます。</p>
部長	<p>(あいさつ)</p>
管理担当主査	<p>続きまして、会長よりごあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
管理担当主査	<p>議事に移ります。会長に進行をお願いします。</p>
会長	<p>今回の議事録署名委員を指名したいと思います。7 番宮岡幸雄委員、8 番榎本敏男委員の 2 名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
会長	<p>7 番宮岡委員、8 番榎本委員の 2 名を指名いたします。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>議事に入ります。次第の 3、議事の (1)「仮換地指定について」及び (2)「保留地について」、(3)「使用収益の停止について」の諮問については関連があるので、事務局から一括審議の申し出がありました。</p> <p>この案件について、一括審議とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議がございませんので、事務局より説明を求めます。</p>
課長	<p>議事 (1)、(2)、(3)は諮問事項ですので、説明の前に諮問書を朗読させていただきます。</p> <p>(諮問第 47 号、第 48 号、第 49 号朗読)</p>
課長	<p>担当よりご説明いたします。</p>
換地補償担当主査	<p>換地補償担当の坂本です。</p> <p>(資料により説明)</p>

	<p>今回新規に仮換地指定を行おうとする箇所は5箇所合計23画地、約3,845㎡となります。仮換地指定を行おうとする理由につきましては、建物等の移転及び工事を実施し、事業の進捗を図ろうとするものです。</p> <p>大山街道周辺の3つの街区につきましては、昨年度より建物移転及び道路工事等を進めており、引き続き工事等を実施したいためをお願いするものです。はじめに11街区は、計6画地になります。2箇所目は、11街区の東側にある15街区で、計8画地、3箇所目は、11街区及び15街区の南側に位置する16街区で、計6画地について仮換地指定をお願いするものです。続いて2つの街区につきましては、建物移転を進めたいために行おうとするもので、1箇所目は、旧釣り堀の南側で9m区画道路に接する160街区、計2画地になり、最後は、西武池袋線第4号踏切前の166街区、1画地となります。</p> <p>次に、仮換地指定の変更になります。②「保留地について」と関連がありますので、併せて説明をさせていただきます。まず、変更しようとする理由につきましては、周辺の整備が進められているところではありますが、移転工程が大変複雑なため多くの時間を要してしまうことから、土地所有者の同意を得た上で、仮換地指定及び保留地の変更を行い事業の進捗を図ろうとするものです。変更の内容としては、14街区6画地、従前地番岩沢519-1の一部は、すでに整備がされ使用できる状態になっており、この画地に従前地番岩沢34-6を入れ替える変更とさせていただくことで、複雑な移転工程を解消し事業の進捗を図っていきたくと考えています。また、保留地につきましては、従前地番岩沢34-6の地積では、14街区6画地の地積とは同積とならず、残地が生じてしまうことから、その部分に約7㎡の保留地を設定しようとするものです。また、保留地は売却し事業費の財源とするものです。今回、新規23画地、変更1画地の仮換地指定を行いますと仮換地指定率は62.8%となる予定です。</p> <p>続きまして、③「使用収益の停止について」です。これは、土地区画整理法第90条及び第95条の規定により、①は従前地が狭小な土地であるため特別に換地を定めない土地、②は従前地がすでに道路の用に供している土地で、事業により代わるべき公共施設が設置されることから、それぞれ使用収益の停止を行おうとするもので、①は岩沢467-14地積6.12㎡、②は岩沢451-2、地積32㎡と岩沢456-2、39㎡であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	質問等ございましたら挙手願います。
委員	仮換地指定変更の理由について、もう少し説明をお願いします。
換地補償担当主査	複雑な移転工程を解消することのほかに、地権者からは高齢を理由に早く移転をお願いしたいという要望もありました。また、西側接続部分まで道路築造や造成工事が進んでいることもあり整備を早急に行いたいなどの理由もあり、変更をお願いするものです。

会長	使用収益の停止は承認事項ですか、同意事項ですか。
課長	土地区画整理法第 91 条及び第 95 条は、法の規定により土地区画整理審議会の同意を得なければならないこととなっております。
会長	他にご質問はございますか。  (なしの声あり)
会長	それでは採決を行います。諮問第 47 号「仮換地指定について」、諮問第 48 号「保留地について」、諮問 49 号「使用収益の停止について」、賛成の委員の方の挙手を求めます。  【全員賛成】
会長	全員賛成と認めます。よって諮問第 47 号、諮問第 48 号、諮問第 49 号については諮問のとおり答申することと決しました。
会長	本日予定した諮問事項は以上です。事務局は答申書を作成してください。答申書を作成している間、休憩といたします。  (休憩 10 時 23 分) (再開 10 時 25 分)
会長	再開します。 それでは答申書を朗読します。 (答申第 47 号、第 48 号、第 49 号の朗読)
会長	本日予定した議事は以上で終了しましたので、事務局に進行をお返しします。
管理担当主査	ありがとうございました。次第 4、「報告」に入ります。 (1)「仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について」、事務局から説明いたします。
換地補償担当主査	換地補償担当坂本です。 (資料により説明) 今回変更しようとする箇所は 4 箇所です。 ①11 街区 2 画地、②13 街区 1 画地、④302 街区 2 画地については、それぞれ所有者が土地活用を図るため分割を行ったものになります。 ③163 街区 3、4、5、6 画地は、所有者の意向により画地形状を変更し土地活用を図るためのものになります。 説明は以上です。
管理担当主査	質問等ございましたら挙手願います。

委員	①については、変更後の地積が1㎡小さくなるのですか。
課長	小数点以下の端数処理の関係です。
管理担当主査	他にご質問等はございますか。  (なしの声あり)
管理担当主査	次に、(2)「令和2年度の事業予定について」、事務局よりご説明いたします。
工務担当主幹	工務担当春原です。 (資料により説明) 岩沢地区では、阿須小久保線の整備を進めており、昨年度では、橋桁の土台となる橋台及び橋桁の工場製作が完了したところです。今年度では、製作した橋桁を西武池袋線の線路上空へ架設し、岩沢南部地区側では跨線橋に取り付く道路整備工事を予定しています。 また、岩沢北部地区では、市道1-1829号線の道路整備を行い、今まで国道299号の旧道から藤田堀までの区間につきましては、一方通行の規制となっていました。幅員6mの拡幅工事が完了しましたので、3月末より一方通行の規制が解除されたところです。 他に、令和2年度の主な工事予定になりますが、笠縫地区では、国道299号市役所入口交差点の改良工事を予定しています。この工事が完了しますと岩沢地内の双柳岩沢線から市役所入口交差点を経由し、国道299号バイパスへと通じることができます。また、阿須小久保線跨線橋の整備を令和3年度の完成を目標に進めますと、阿須交差点から阿岩橋を渡り跨線橋を越え、双柳岩沢線を経由することで国道299号方面へと通じるルートが開通することになります。なお、阿須小久保線のうち双柳岩沢線から北側区間につきましても、令和7年度の開通を目標に用地の確保を進めているところです。 説明は以上です。
管理担当主査	質問等ございましたら挙手願います。
委員	橋桁の架設工事はいつ頃の予定ですか。
工務担当主幹	7月～8月中旬を予定しています。工事期間中は、夜間作業も予定しており、架設については1週間程度を見込んでいます。 また、日程等が決まりましたら事前に周知させていただきます。
委員	電車の運行終了後に約7日間で工事を実施するということですか。
工務担当主幹	電車が止まっている2時間ほどの間に工事を行います。 また、架設後には橋桁の上にコンクリート製の板を敷く工程なども

	あり、実際の工事は12月頃までになる予定です。
委員	夜間工事とのことですが、音に関してはいかがですか。
工務担当主幹	架設時に使用する主な建設機械はクレーン車となりますが、低騒音型のものを使用します。
委員	見学することは可能ですか。
課長	規制をするものではありませんが、見学する場合には交通誘導員等の指示に従っていただきます。
委員	踏切が使えなくなるのはいつ頃ですか。
工務担当主幹	阿須小久保線の供用開始とともに閉鎖となります。また、令和4年度には踏切を撤去する予定です。
委員	歩行者用スロープの設置はいつ頃ですか。
工務担当主幹	スロープ付き階段を予定し、本年中にはお示しできると思います。
委員	神社代表者へも説明をお願いします。
工務担当主幹	会議において説明させていただきます。
管理担当主査	質問は以上でよろしいでしょうか。  (なしの声あり)
管理担当主査	続いて、次第の5、「その他」に入ります。 事務局からは、岩沢北部土地区画整理審議会委員選挙に関して報告いたします。区画整理ニュースでもお知らせしましたとおり、任期満了に伴う審議会委員選挙は、立候補者数が定数を超えなかったため、5月17日に予定していた投開票の執行はございませんでした。5月18日に当選公告を行いました。また、借地権者につきましては、立候補者がおりましたので欠員となります。 報告は以上です。
管理担当主査	事務局からは以上ですが、委員の皆様から何かございましたらお願いします。
委員	立候補がなかったのが欠員とのことですが、借地権者の権利保護の観点から問題はありますか。
課長	土地区画整理事業の見直し後、借地権者が数名となりました。そう

	<p>した状況で立候補者がありませんでしたので欠員とさせていただきます。</p>
委員	<p>土地区画整理事業見直し後 10 年が経過します。これまでと今後について状況を教えてください。</p>
課長	<p>概ね 20 年で事業を完了させるという目標の中で、折り返し地点を迎えました。事業完了に向け、努力してまいります。</p>
委員	<p>計画どおり進んでいますか。</p>
課長	<p>建物移転率では約 7 割となり、今後もスピード感を持って事業を推進してまいりたいと考えています。</p>
委員	<p>少しでも前進するよう事業を進めてください。</p>
管理担当主査	<p>他にご質問はございますか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
管理担当主査	<p>閉会にあたり、課長よりごあいさつを申し上げます。</p>
課長	<p>(あいさつ)</p>
<p>(閉会 午前 11 時 04 分)</p>	

議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_